

## 現代農村における「家」と女性-庄内地方に見る歴史の連続と断絶-

著者	永野 由紀子
号	221
発行年	2005
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10097/14646">http://hdl.handle.net/10097/14646</a>

なが の ゆ き こ  
永 野 由 紀 子

学位の種類 博士(文学)  
学位記番号 文第221号  
学位授与年月日 平成17年11月10日  
学位授与の要件 学位規則第4条第2項該当

学位論文題目 現代農村における「家」と女性  
一庄内地方に見る歴史の連続と断絶

論文審査委員 (主査)

教授 高城和義 教授 吉原直樹  
教授 大藤修  
助教授 永井彰

## 論文内容の要旨

### 本論文の課題

本論文の課題は、山形県庄内地方を事例として、「いま」でもなお日本の農山漁村に広く見られる生活者の「家」の実態を、女性に視点を据えて探求し、「家」とは何かをあらためて考察することである。これまでの「家」理解においては、生活実態としての「家」が、家制度や家イデオロギーと明確に区別されて議論されてきたとは必ずしも言い難い。このためもあって、家は、「家父長的」・「封建的」性格をもつ日本の伝統家族と理解され、「民主的」性格の近代家族と対比する見解が支配的であった。このような見解は、「家」についての通説理解と言ってよい。一方、近年は、「家」を近代日本国家の所産ないしは日本の近代家族とみなす見解が示されるようになった。こうした見解は、「家」の前近代的性格を前面に押し出してきた通説理解を揺さぶるものであり、「家」の近代的性格を強調している。だが、こういった通説理解の批判においてもまた、家制度や家イデオロギーに解消されることのない生活者の「家」の実態の位置づけが明確にされているとはいえない。これらの見解は、いわば「古き」「悪しき」日本の伝統家族という通説理解にたいして、「新しき」「悪しき」日本の家族という「家」理解を対置するにとどまっている。「家」は、このように、「良い」「悪い」という価値判断と切り離しがたく結びつけられて議論されてきた。これらの価値判断の背後には、「いま」の家族、すなわち近代「家族」をどう評価するかという問題が横たわっている。だが、果たして、「家」は、近代「家族」のような、生産や経営から切り離された消費単位としての一代限りの家族ないしは親族組織という側面にのみ解消されるのであろうか。生活者の「家」は、家業経営や生産労働と切り離し難く結びついている。

本論文の対象は、貴族や武士といった上層身分の「家」ではないし、大商人や大地主といった富裕な階層の「家」でもない。ここでの対象は、生活者の「家」、なかでも農民の「家」である。日本列島の農山漁村で生活し、農業や漁業や林業を生業とする人々の生活単位を表現する言葉として、農家や漁家や林家という語が用いられている。これは、生活実態としての「家」が、過去のものではなく、「いま」でもなお農村という場で生活し、農業を営む人々の生活単位としてリアリティをもつことを語っていよう。本論文では、「良い」「悪い」という価値評価を離れて、生活者が、好むと好まざるとにかかわらず、それに依拠しなければ生きえなかった生活システムとしての「家」を考察の対象に据える。生活システムとしての「家」は、家族や親族組織の側面のみ解消されるものではないし、利潤追求を目的とする資本主義的経営組織とも質的に異なる。生活実態としての「家」は、明治民法の家制度のような全国一律に国民の全階層に均質的に課せられる固定的な家族制度とは異なり、時代や地域や階層によってかなりのヴァリエーションをもつ。

本論文では、日本有数の水田単作地帯として知られる山形県庄内地方の事例を用いて、東北農村の農家の生活構造を分析し、「いま・現在」の生活者の「家」の実態の把握をとおして、「家」とは何かをあらためて考える。このような課題意識をもつ本論文の構成は、大きく二つの部分から成る。本論文の分析視角を論じた第1章から第4章までと、山形県庄内地方の「いま・現在」の位相を実証的に論じた第5章から第8章までの二つである。以下は、各章の要約である。

## 第1章 生活システムとしての「家」

この章では、有賀喜左衛門の「家」論の意義と限界を考察している。それに先だって、まず、川島武宜の提起した明治民法の家制度と生活実態としての「家」を峻別する視点の重要性に着目する。川島は、制度としての家とイデオロギーとしての家と生活実態としての「家」という三つの家を峻別し、生活実態としての庶民の「家」が、武士の家族制度をモデルに形成された明治民法の家制度とはかなり違ったものであることを強調する。次いで、生活実態としての「家」について優れた研究成果を残した民俗学の系譜の「家」理解を検討する。有賀の「家」理解は、柳田民俗学から継承した視点を活かしながら、それと批判的に対峙するなかで確立された独自の見地である。有賀が柳田から継承した視点とは、「家」の構成員として養子や奉公人といった非血縁や非親族の存在を重視する視点であり、養子や奉公や身売りや捨子や出稼ぎという一見すると相通ずるものがない現象を、家族成員を包摂するに足りない小さな「家」(＝労働組織)から、多量の労働力を要する大きな「家」(＝労働組織)への労働力の移動として捉える視点である。このような労働組織としての「家」理解は、「家」を単なる親族組織ではなく、経営の側面をあわせもつ生活保障組織とみなす有賀の「家」理解に通ずる。この章では、「全体的相互給付関係」という有賀のキータームの理解を手がかりに、日本資本主義論争に代表されるマルクス主義の系譜と対峙した有賀の「第三の立場」における地主－小作関係についての独自の理解を検証し、有賀の「家」理解についてまとめ、その意義と限界を考察している。

## 第2章 「家」の歴史性と地域性

この章では、地域的なヴァリエーションを組み込んだ歴史的な位置づけの欠如という有賀の「家」論の問題点を鋭く指摘し、明治中期以降の東北農村において一般的だった水田単作地帯の村を事例に取り上げた竹内利美の「家」・「村」理論について考察している。竹内の「家」理解の特徴は、夫婦二世代の小家族の家族構成や家族規模をはじめ、相続や分家や養子や婚姻という農家の生活慣行を、水田単作地帯の小農的経営基盤の要請と結びつけて考察した点にある。次いで、白川村の「大家族」についての柿崎

京一の理解をとりあげ、竹内の小農的生活基盤と小家族を結びつける視点と対比しながら、「大家族」が存立する現実的諸条件について考察する。柿崎の白川村「大家族」の理解の特質は、「大家族」を「家」の一形態とみなす有賀の視点を継承・発展させ、「大家族」的構成が、ある特定の時期のある特定の地区に集中的に現れることに着目して、「大家族」が存立する生活基盤に目を向けていることである。ここでは、大家族から小家族へという家族進化論や単線的な発展段階論が批判され、「大家族」を要請する大経営と小家族を要請する小経営とが結びつけられて考察されている。ここでは、多様な「家」の形態を、家業経営が要請する生活基盤と結びつけてみることで、同時代における「家」のヴァリエーションを階層差と地域差として捉える必要を説き、そのうえでこれら「家」のヴァリエーションを、階層差と地域差と時代差に留意しつつ「家」が概ね辿る展開のコースとして歴史的に位置づける必要について述べている。

### 第3章 「家」と女性

この章では、「大家族」的構成や小家族的構成をとって現れる「家」の多様な形態のなかでの、女性の地位と役割について考察し、家長権や女性の地位の地域的ヴァリエーションが明らかにされる。そのねらいは、生活者の「家」における現実の必要に根差した家長権のヴァリエーションに着目することで、「家父長的家族」と称された強大な家長権と女性の地位の低さを強調する「家」の通説理解を批判することにある。まず、生活実態としての「家」における家長権や主婦権を、「家」のなかでの地位に応じて慣習的に主婦や家長に裁量をゆだねられた役割や権限の範囲と規定する。そして、竹内利美の東北の水田単作村の事例から、生活者の「家」における家長権の内容を、生産労働の統制と家計の管理という二つの場面での家長による管理と統制にもとめ、生活実態における「家」の家長権が、「家」の絶対的な規定ではなく、条件次第で寛厳差がある相対的な性格のものであることを示す。さらに、個々の構成員の労働に対する評価は、農村と山村と漁村では異なり、漁村は農村や山村よりも、山村は農村よりも、個々人の労働の貢献度が見えやすい。また農村でも、専業層と兼業層では家業経営への緊縛の度合いは異なり、兼業層や零細経営層は「家」の拘束から相対的に自由である。このように、家長の統制管理から自由であるということは、家業経営を維持する必要から切り離されているということであり、農地という家産を世代的に継承していくための条件に乏しい不安定な生活諸条件と切り離しがたく結びついている。また、家長自身も「家」の拘束から離れて恣意的行動を許された自由な個人ではなく、家業経営の遂行の責任者であると同時に「家」の財産の管理者でもあり、「家」の要請する役割の担い手にすぎない。このように家長の統制強化をもたらす現実の生活諸条件に目を向けるならば、生活実態としての「家」における家長権や個々人の地位を、今日的な価値基準にたって「良い」「悪い」を云々したり、「民主的」か「封建的」かといった基準で裁断する見解の皮相さは明らかであろう。さらに、家長による家計管理を緩和する「私財（シンガイ）」慣行に着目して、そこに「家」の拘束からの自由度を示すひとつの指標をもとめ、生活者の「家」における家長権や女性の地位が、家制度のように固定的なものではなく、状況次第で変化するヴァリエーションをもつことを示す。このように考えるならば、「家」の特質を、いわゆる「家父長的」性格にもとめるよりは、状況次第で変化する弾力性と伸縮性をそなえた柔構造にもとめるほうが適っている。

### 第4章 有賀・喜多野論争における二つの論点

この章では、有賀・喜多野論争の論点を整序し、「いま」の農家を「家」という概念で把握するに際しての、本論文の分析の視座を析出する。有賀・喜多野論争の論点は、二つに整理される。ひとつの論点

は、「家」という同一対象を分析する際のアプローチの違いで、親族組織アプローチと生活組織アプローチである。前者は、人類学や家族社会学の分析の手法で、後者は農村社会学や民俗学、経済史や法制史の一部が用いている。この章では、これらのアプローチの違いが、親族組織としての側面と経営体としての側面を併せ持つ「家」の二つの側面のどちらか一方を照射したものであることを明らかにする。もうひとつの論点は、普遍主義と多元主義、段階論と類型論の対立である。有賀・喜多野の通文化的アプローチは、人類普遍的「家族」に照らして、「家」を日本に特殊な「家父長的家族」とする理解である。このような「家」と「家族」についての普遍主義的理解は、西欧近代に特殊な「家族」を、「民主的」性格の「家族」として一般化し、多様な「地域」の多様な文化のもとでの親族組織や生活システムのヴァリエーションを、「前近代的」性格の「家族」と見なし、これらは全て「民主的」性格の「家族」に至る過程とみなすような単線的な発展段階論に容易に転化する。「家」を、西欧近代の「家族」に照らして、日本に特殊な「家父長的家族」ないしは「封建的」性格の「伝統家族」と見なす見解は、「家」と「家族」についての通説として定着している。このような状況のなかで、近年、近代「家族」の普遍主義的理解と、そこから派生した段階論的理解を捉え返す近代批判の潮流がある。このような思想潮流も視野に入れながら、あらためて有賀理論の意義と限界を論じ、「家」を生活システムとみなす本論文の分析の視座を確認する。

## 第5章 庄内地方の歴史的特質

この章では、庄内地方の地域的特質を、戦前から農地改革を経て現在に至るまで概観する。庄内地方は、日本有数の水田単作地帯であり、竹内の指摘した二世帯夫婦を中心とする小農的生活基盤が広範に展開している。庄内地方に特徴的なことは、全国の農村のなかでも経営規模がかなり大きいことであり、経営規模の大ききで知られる東北農村の宮城や山形の他の水田単作地帯と比しても大きい。そして、「年雇依存の富農経営」と称されるように、自家労働力では足りない部分を、年雇という年契約の住み込み雇用労働力で補充してきた。さらに、このような経営規模の大きな農家が、「小作大経営」と称されているように、必ずしも自作ばかりではなく、村によっては自小作や小作を主たる担い手とする点でも特徴的である。このような水田の経営規模の大ききと、自家労働力では足りない部分を年雇労働力で補充する点では、庄内地方の農家の特徴は、農地改革後も、基本的には変わらないし、年雇労働力が都市の労働市場に吸引される高度成長期に至るまで本質的な変化はない。農地改革以降の庄内地方の現況については、農業センサスの分析を中心に、1950年から2000年までの50年間の変化を概観する。この間の変化は、機械化と兼業化として要約されるが、このような変化が、庄内地方においては、必ずしも、離農によるサラリーマン世帯化を意味しないことを明らかにする。

## 第6章 農村女性の多様化と「家」

この章では、1970年代以降に本格化する機械化と減反政策が、水田単作地帯の女性の就労形態にどのような影響を与え、経営形態を変化させたかを考察する。機械化による稲作労働時間の減少と減反政策は、「総兼業化」といってよいほどの変化を、水田単作地帯にもたらした。兼業化は、かつてのように、1年に1回の稲作収入に自家の全成員の労力を結集させていた水田単作地帯の農家の生活構造を大きく変容させ、農家成員の多就業状況をもたらした。このような変化のなかで、女性の就労形態も多様化し、女性の生活と意識を大きく変化させた。今日、女性の就労形態として最も多いのは、現金収入の担い手として恒常的勤務に就労する女性である。だが、このような変化は、「家」の解体を意味するものではない。この章では、今日の多様な農村家族の家族構成を、二世帯夫婦を基本型とする直系家族のヴァリエーションを、

ーションとして把握する。そのうえで、女性の家族内位置を、二世代夫婦家族の第1世代である姑世代と第2世代の嫁世代に二分し、今日的状況のなかでの「家」成員の世代間分業や夫婦間分業について考察する。女性の就労形態の多様化や労働評価の高まりといった近年の農家の変化は、「家」の解体に結びつくような個人化や分化ではなく、あらたな状況に対応した夫婦二世代の労力の再配分であり、直系家族の家族内役割分担の再編にほかならない。この章では、家産として継承した農地を基軸として展開される夫婦二世代の家族労働力の完全燃焼による小農的生活基盤という点では、今日でもなお「家」は存続していることを明らかにする。

## 第7章 小経営組織としての「家」と女性

この章では、「総兼業化」状況のもとでもなお農外就労せずに農業に専従している嫁世代の女性の労働と役割について考察する。水田の経営規模が大きく、男性の安定した兼業先が得にくい庄内地方において、女性が農業をして男性が現金収入の担い手にまわる「母ちゃん農業」は稀であり、女性が農業に専従している農家とは、男性も農業に専従し夫婦2人で農業しているような専門的農家である。稲作の不利性が進行するなかで、農業収入を中心に家計の充足を図ろうとすると、もはや水田単作という経営形態は成り立ちがたく、複合部門に収益性の高い部門を配して対応するしかない。それゆえ複合経営農家こそ、水田単作地帯の専門的農家が今日取りうる経営形態にほかならない。複合経営農家においては、かつてのような夫婦二世代4人の労働力を稲作労働に結集していた頃とは異なり、労働組織が稲作部門と複合部門に分化している。農業専従の女性は、この複合部門の基幹労働力であり、複合部門の農業経営に関しては、かなりの部分で采配を任されている。また、複合部門からあがる農業収入は、稲作収入と並んで重要な意味を持ち、女性の労働による貢献度が稲作よりも見えやすい。このような状況の中で、今日の農村女性の労働評価や地位は、就労形態の如何に関わらず、かつてと比べようもないほど高まっている。この章では、専門的農家の生活構造の分析から、小経営組織としての「いま」の「家」の機能と性格について考察し、かつての「家」と今日の「家」に通底する部分に「家」の本質を探る手がかりをもとめる。

## 第8章 生活保障組織としての「家」

この章では、直売所に参加している農家の生活構造の分析をとおして、兼業農家のヴァリエーションを取り上げ、生活保障組織としての「家」の機能と性格について考察する。専門的農家に視点を据える限り、「家」のもつ経営体の側面をクローズアップすることになり、生活組織としての「家」の本質を探る上で、どうしてもとりこぼすものがでてくる。機械化によって稲作の作業時間が激減した今日、二世代夫婦4人の家族労働力を必要とするような経営形態は、複合経営農家でも稀である。夫婦二世代を基本型とする直系家族の家族構成を特質とする農家において、農外所得が少なく農業収入に依存する度合いの強い専門的農家とは、農業への志向性以外に、農外所得を得る後継者世代がいないか、もしくは後継者が未婚であるといった家族周期のなかで一時的に現れる農家の家計構造と関わっている。農林業センサスにおいて統計的に専門農家に数えられ農家として、年金収入以外に農外所得のない高齢者の単身世帯か高齢者夫婦のみの世帯が多くあがってくるのは、専門農家の定義が家族構成や家族周期を考慮したものになっていないためである。したがって、後継者が未婚か結婚して夫婦のどちらか一方が農外所得を得れば、第1種兼業農家になるし、後継者夫婦2人が農外就労すれば、第2種兼業農家になる。庄内地方に特徴的なことは、全国平均に比して、専門農家が少なく、第1種兼業農家が多い点である。このような庄内地方の農業の地域的特質は、稲作中心という経営形態や農外労働市場の動向に加え、夫婦

二世代を基本型とする直系家族の家族構成が、他の地域よりも広範に見られ、農外就労に振り向ける労働力をつねに確保しやすい家族構成を保持していることと深く関わっている。直系家族の家族構成を保持している地域において、農業収入以外の収入源がなくなるのは、後継者がいないか、もしくは未婚という家族周期のサイクルとの関連ぬぎには考えにくい。この章では、家族周期の中での女性の就労形態の変化に着目しながら、兼業農家のヴァリエーションについて考察し、兼業農家と専業農家という農家の固定的な分類を問い直す。「家」の構成員である家族の結婚や誕生や死という家族周期に規定され、成員の質や量、つまり、性別や年齢や健康状態も含めた成員の人数に規定されていることのうちに、経営体というよりは、生活組織と規定せざるをえない「家」の特質が示されていると言えよう。

## 結びにかえて

「家」は、家産と家業の継承をとおして成員の生活保障を図る超世代的な生活システムにほかならない。「いま」の農家の家族構成は、かなり多様であるが、すべてが夫婦二世代の直系家族を基本型とする直系家族のヴァリエーションである。このような直系家族の家族構成をとる農家は、夫婦や親子の死で完結するような一代限りの近代の「家族」とは異なり、構成員を「家」の系譜を継承する嫡系成員と傍系成員に区別する。「いま」の農家の跡とりは、長男が多いが、長女に婿養子をとる姉婿養子もかなり多い。この意味では、今日的状況のなかでも、農家の構成員は嫡系成員と傍系成員に区別されているのであり、嫡系成員による「家」の継承は存続していると言えよう。今日の跡とりは、必ずしも農業後継者とは言えず、むしろ圧倒的多数は、親世代と同居して通勤兼業する「家」の後継者である。だが、このことは、後継者による農業継承の断念を意味するわけでは必ずしもない。学卒後すぐに家業を継ぐ新規就農は確かに少ないが、農外からの新規参入は農業の条件不利地域を除くと例外的であり、農家の後継者による、Uターンや通勤兼業から転じた就農が圧倒的に多い。この意味では、今日でもなお農業は、職業一般として選択されているとは言えず、家業として継承されていると言えよう。農地は、このような家業経営の物的基盤であり、分割可能な資産としての土地一般と見なされることなく、家族労働に支えられて成員の生活を保障する家産として、跡とりである嫡系成員によって超世代的に継承されてきた。

「総兼業化」と言われる状況の中で、今日の農家の圧倒的多数は兼業農家であり、第2種兼業農家の比率が最も高い。兼業化は、農業離れの傾向ではあるが、これを必ずしも離農によるサラリーマン世帯化の傾向と見ることはできない。第2種兼業農家であっても、親世代が農業を続けられなくなった時に、通勤兼業している後継者世代が農業を継承することが少なくない。こうした兼業農家の農外就労は、農業収入だけでは「家」の家計を保持することが困難な状況のなかで、直系家族の複数の成員の多就業による「持ち寄り所得」によって「家」の家計を維持するための必要から生じているのであり、いわば農業を続けるための兼業という側面をもつ。兼業化や複合化の傾向のなかで、1年に1回の稲作収入に直系家族の二世代夫婦4人の家族労働力を結集させるかつての専業農家のような、「ひとつの労働組織」としての「家」は解体した。だが、今日でも「家」の財布が保持されているのであり、そこから直系家族の生活費や農地や農業経営の費用が支出されている。この意味では、「ひとつの労働組織」としての「家」は解体したが、「ひとつの家計」としての「家」は存続しているのであり、兼業化や複合化にともなう多就業は、「家」の解体というよりは、むしろ「家」の存続戦略の一つといえよう。

今日では、家計から分離した「私財」や別勘定をもたない成員は、ほとんどおらず、嫁の位置にある女性も含めて、構成員は皆なんらかのかたちで個人の自由裁量によって処分可能な現金をもっている。家長に統制された労働や一元的に管理された家計は、もはや過去のものであり、親族組織としての側面に着目してみるならば、今日の「家」のなかの親子や夫婦の関係は、都市のサラリーマンの同居世帯と

なんら変わるところはない。この意味では、「家」の特質を、強い家長権や女性の地位の低さや長男による単独相続といった固定的な性格にもとめるよりは、農外の労働市場や米価を中心とする農産物の価格といった「家」を取り巻く状況変化に、家族成員の労働や役割の配分を変えて柔軟に対応する弾力性をそなえた柔構造にもとめるほうが適っていよう。このような多様なヴァリエーションをもつ生活者の「家」の実態に、枠をはめて固定化したのが、明治民法の家制度にほかならない。「いま」の生活者の「家」の実態からは、家制度や家イデオロギーに解消されることのない、構成員の生活保障のために家産と家業を超代的に継承していく生活システムとしての「家」の弾力性をそなえた柔構造こそが明らかにされたと言ってよい。

## 論文審査結果の要旨

本論文は、山形県庄内地方をフィールドとして、いまなお日本の農山漁村に広く見られる生活者の「家」の実態を、女性に視点を据えて探求し、「家」とは何かを考察したものである。従来の「家」理解において、生活実態としての「家」が、家制度や家イデオロギーと明確に区別されて議論されてきたとは言い難いとする筆者は、本論文の前半で、先行研究を理論的・体系的に検討している。

まず「第一章 生活システムとしての『家』」では、川島武宜の提起した明治民法の家制度と生活実態としての「家」とを峻別する視点の重要性が指摘され、生活実態としての「家」について優れた研究成果を残した柳田民俗学と、それを継承した有賀喜左衛門の意義と限界とが検討される。このなかで筆者は、労働組織として「家」を理解する有賀の視点を評価するとともに、「全体的相互給付関係」という有賀のキータームが、日本資本主義論争に代表されるマルクス主義の系譜と対峙する、「第三の立場」の基礎となっていることを明らかにしている。

「第二章 『家』の歴史性と地域性」では、地域的なヴァリエーションを組み込んだ歴史的な位置づけの欠如という有賀の問題点を克服しようとした竹内利美が、農家を、水田耕作地帯の小農的経営基盤と結びつけて考察したこと、これにたいして白川村の大家族を検討の俎上にのせた柿崎京一が対比されている。こうして筆者は、多様な「家」の形態を家族経営が要請する生活基盤と結びつけ、そうすることによって、「家」のヴァリエーションを階層差と地域差と時代差に留意しつつ歴史的に位置づけることの重要性を指摘している。

「第三章 『家』と女性」では、「家」の多様な形態のなかでの女性の地位と役割とが考察される。その結果、生活者の「家」における家長権や女性の地位が、家制度のように固定的なものでなく、状況次第で変化する地域的なヴァリエーションをもつことが指摘される。個々の構成員の労働に対する評価は、農村と山村と漁村とでは異なり、漁村は農村や山村よりも、山村は農村よりも、個々人の労働の貢献度が可視的であり、専業層と兼業層とでは家産経営への緊縛度は異なる。したがって「家」の特質を、「家父長的」性格に求めるよりもむしろ、弾力性と伸縮性を備えた柔構造として理解すべきであることが、強調されている。

「第四章 有賀・喜多野論争における二つの論点」は、有賀・喜多野論争の論点の整序を通して、本論文の分析視座を確定しようとしたものである。ここでは、有賀理論が親族組織アプローチを取り、普遍主義的家イメージを基礎とした段階論的把握であるのにたいし、喜多野理論は、生活組織アプローチを取り、多元主義的・類型論的理解にたっていることを明らかにし、生活システムとして家を理解することの重要性が主張される。



以上の理論的分析を踏まえて、以下では庄内地方をフィールドとした実態説明がめざされている。まず「第五章 庄内地方の歴史的特質」では、庄内地方の地域特質が概観され、とりわけ1950年から2000年までの50年間の変化が、農業センサス分析を通して、機械化・兼業化の進展として集約されている。だが筆者は、このような変化が庄内地方において必ずしも離農によるサラリーマン化を意味しないと主張する。

「第六章 農村女性の多様化と『家』」は、機械化による稲作労働時間の減少と減反政策とが、「総兼業化」といってよいほどの変化を引き起こし、これに伴って女性の就労形態も多様化し、女性の生活と意識とを大きく変化させたことを解明したものである。ここではとくに、現金収入の担い手として恒常的勤務に就労する女性 que 取り上げられている。だが、筆者によれば、このような女性の存在は、家の解体を意味するものではなく、あらたな状況に対応した夫婦二世代の労働の再配分であり、直系家族の家族内役割分担の再編として理解することができる。

「第七章 小経営組織としての『家』と女性」においては、総兼業化のもとでもなお農外就労せずに農業に専業している嫁世代の女性の労働と役割が分析されている。水田の経営規模が大きく、男性の安定した兼業が得にくい庄内地方において、「母ちゃん農業」は稀であり、女性が農業に専業している農家は、夫婦二人で農業している専業農家である。筆者は、今日の農村女性の地位は、かつてと比べようもないほど高まっていることを強調しつつ、小経営組織としての「家」の機能と性格を考察している。

「第八章 生活保障組織としての『家』」では、直売所に参加している農家の生活構造分析を通して、生活保障組織としての家の機能と性格が分析される。専業農家に視点をすえる限り、家のもつ経営体の側面をクローズアップすることになり、生活組織としての家の本質を探る上で不十分となる可能性があるからである。この章では、家族周期のなかでの女性の就労形態の変化に着目しながら、兼業農家のヴァリエーションについて考察され、兼業農家と専業農家との固定的な区分が問いなおされている。

最後に「結びにかえて」で筆者は、第一に、今日家計から分離した「私財」や別勘定をもたない農家構成員はほとんどおらず、嫁の地位にある女性を含めて、構成員は皆個人の自由裁量によって処分可能な現金をもっていること、第二に、生活者の家の実態には多様なバリエーションと柔軟性が見られること、だが第三に、今日でも「家」の財布が保持されており、そこから直系家族の生活費や農業経営の費用が支出されていること、したがって第四に、一つの労働組織としての「家」は解体したが、一つの家計としての「家」は存続していること、第五に、兼業化や複合化にともなう多就労は、「家」の解体というよりもむしろ、「家」の存続戦略の一つであることを強調し、これを結論としている。

本論文は、構成員の生活保障のために超代的に継承されていく柔構造的な生活システムという視角から「家」をとらえなおし、その実態を家族内役割分担のあり方を含めて詳細に描き出している点で、この研究領域の今後の展開に寄与するところ大である。

以上の理由から審査委員会は全員一致して、本論文の提出者は、博士(文学)の学位を授与されるに十分な資格を有するものと判断した。